

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	高知県知事 高知県指令 2 建指第 27号
指定の有効期間	令和 2 年 9 月 22 日 から 令和 7 年 9 月 21 日まで
機関の名称	公益社団法人 高知県建設技術公社
主たる事務所の住所	高知県高知市塩田町8-1 電話番号 088-850-0250
代表者氏名	理事長 依岡 隆
業務区域	高知県全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条第1項第1号及び第2号に掲げる区分
取り扱う建築物等	(1) 主要用途が一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅であるもの(いずれも住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。)。ただし、法第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物については、法第68の10に規定する型式適合認定を受けたものに限る。 (2) 第1号に掲げる建築物の計画に付属する建築設備
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査